

渉外的な営業秘密侵害に対する 重層的規律の考察

——管轄・準拠法に関する日本・中国・EU との比較検討——

呉 夏 瀛

(法学専攻 法政リサーチ・コース)

目 次

はじめに

第1章 渉外的な営業秘密の侵害事案とは何か及び問題点

第1節 判 例

第2節 事案の特徴及び問題の所在

第3節 新たな立法及び本論文の射程

第2章 日本における渉外的な営業秘密侵害の法制度

第1節 実質法上の営業秘密

(1) 営業秘密の定義

(2) 営業秘密の侵害行為

第2節 国際裁判管轄及び準拠法

(1) 渉外的な営業秘密侵害の国際裁判管轄

(2) 渉外的な営業秘密侵害の準拠法

第3節 法改正の動向

(1) 法改正以前

(2) 法 改 正

第4節 小 括

第3章 中国、EU における渉外的な営業秘密侵害の法制度

第1節 中国における渉外的営業秘密侵害の現状

(1) 本節の目的

(2) 中国の営業秘密

(3) 渉外的な営業秘密の侵害がなされた場合の準拠法及び国際裁判管轄

第2節 EU における渉外的営業秘密侵害の現状

(1) 本節の目的

(2) EU の営業秘密

(3) EU 国際私法

(4) EU 国際裁判管轄

- 第3節 小 括
 - 第4章 考 察
 - 第1節 不競争法19条の2及び同19条の3の従前の判例への適用
 - 第2節 他国との比較
 - 第3節 双方向的抵触規則が運用される場合
 - (1) 学説の検討範囲
 - (2) 準 拠 法
 - (3) 国際裁判管轄
- 結びに代えて

はじめに

企業には外部に公開をしたくない競争力の核心部分となる技術情報が存在する。このような場合企業は、出願や審査の手続が不要で、管理期限も存在しない別手段となる「営業秘密」としての管理をする場合がある。これにより、企業内部で営業秘密を無期限に保護することが可能となる。

しかし、営業秘密は企業が市場で競争をする際の根幹的な競争力になる場合が多いため、他の法人、個人から狙われ、取得、使用される危険性が高い。現に営業秘密の国内・国際企業間の不正取得が頻発している。特に、国内企業間に止まらず、他国企業間においても発生する営業秘密侵害が問題となろう。

このような企業間で発生する渉外的な営業秘密侵害問題においては、法的措置上どのような法律を適用し、この問題を解決に導くことができるのか学説上、実務上注目も高く、その点を検討したい。なお、現在の企業は営業秘密について、自社の産品に利益をもたらす営業秘密の応用のみではなく、ときにそれらの技術を軍事技術への転用も行なっている¹⁾。そのため、国家間での自国の営業秘密への保護対策が重視される傾向になっている側面もある。

本稿では渉外的な営業秘密の侵害に関する諸問題を国際私法の視点から検討する。第1章では判例を基に営業秘密侵害に関する問題点を紹介し、

第2章では日本の営業秘密の侵害に関する定義、従前の国際裁判管轄・準拠法及び新たな日本法の動向を紹介し、第3章で中国、EUの営業秘密の侵害に関する諸制度を検討する。その上で、第4章で考察を行う。

第1章 渉外的な営業秘密の侵害事案とは何か及び問題点

本章では渉外的な営業秘密侵害に関する具体的な事件類型を通じて、どのような議論が存在しているのかを示すため、4つの判例を検討・紹介し、それらの差異、問題点を挙げたい。

第1節 判 例

事件①²⁾：宮越対グールド事件

まず、不正競争防止法（以下、「不競法」とする）で営業秘密に関わる規定がされた後の著名な渉外的な判例として今なお取り上げられる事件から述べたい。

本件の日本法人X（原告）は、長年の間銅箔製造に従事している世界でも数少ない法人の一つである米国法人Y（被告）の営業秘密である銅箔製造に関する情報を入手するため、日本法人訴外Aと共謀し、Yの元従業員訴外Bが社長兼株主となる米国法人訴外Cから、訴外BがYに勤務していた当時職務を通じて知ることができた銅箔製造工場の建設及び運転方法に必要な技術を含む情報を、技術コンサルティング情報として訴外Aを通じてXに販売提供をした事案である。

本件訴訟において、YはXに対して各債権及び差止請求権を有する旨の主張をしているため、XはYに対して損害賠償債務が存在しないこと、不当利得返還債務が存在しないこと、YのXに対する差止請求権が存在しないことの確認を求めた。

事件②³⁾：USB フラッシュメモリ事件

本件は、電子機器等の製造・販売を業務とする台湾法人X（原告・控訴人）が電子・電気機械器具の製造・販売を目的とする日本法人Y（被告・被控訴人）に対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。

Xの社員とYの台湾現地法人の社員がXで通常サイズのUSBフラッシュメモリの製造及び小型USBフラッシュメモリの製造委託の可能性について打診したが、契約は成立しなかった。その後Yは台湾法人訴外Aに小型USBフラッシュメモリの製造委託をし、これを日本に輸入・販売した。Xは、Yとの製造委託をする協議内でX社小型USBフラッシュメモリに関する情報を提供しており、その後訴外Aに製造委託した小型USBフラッシュメモリはX社の営業秘密を用いたものであると主張し、Yに対し不法行為に基づく損害賠償を請求した訴訟となる。

原審（東京地判平成23・3・2裁判所WEB）はXの請求をいずれも棄却した。

事件③⁴⁾：光配向用偏向光照射装置事件

X（原告・控訴人）はフラットパネルディスプレイ用製造装置、検査装置、測定装置、観察装置及び修正装置の開発・製造・販売・サービスなどを主たる事業とする日本法人である。Y（被告・被控訴人）は各種光源、管球及び電子機器部品並びに完成品、各種医療用光源及び器具、その他各種電気機器の製造及び販売などを業とする日本法人である。

Xは平成25年にX製品である光配向用偏光光照射装置を中国で販売をするため、代理店契約を締結した台湾法人訴外Aに対して、中国法人訴外Bに向けた資料となる本件文書①の電子データをメールで送信した。また、平成26年にXは訴外Aに対して、中国法人訴外Cとの打ち合わせの際X製品の紹介資料となる本件文書②の電子データをメールで送信した。Yは平成27年、Xに対して特許権侵害訴訟を提起し、当該訴訟においてX製品の動作、構造などを特定する証拠または疏明資料として本件文書①と②を提

出した。

Xは本件文書①と同②に掲載されたX製品に関する情報（「本件情報」）を取得し、別件訴訟において本件各文書を裁判所に提出したYの行為は、Xの営業秘密である情報につき、不正開示行為であることもしくは不正開示行為が介在したことを重大な過失により知らないで取得し、使用するなどしたものであって、不競法2条1項8号所定の不正競争に該当する旨を主張して、Yに対し、本件情報の使用の差止めなどを求めた。

原審（東京地判平成29・7・12裁判所WEB）はXの請求をいずれも棄却した。

事件④⁵⁾：福島第一原子力発電所汚染水事件

X（原告・控訴人）は米国法人訴外Aのグループ会社であり、スイス法人である。X及び訴外Aはグループ会社としてイオン交換樹脂、キレート樹脂、合成吸着剤、無機吸着剤の製造販売や、放射能汚染水など各種産業において使用または排出される液体の浄化作業に関するサービスを提供している。

Y（被告・被控訴人）は発電用原子炉施設、高速増殖炉施設、電子燃料サイクル関連施設、核融合加速器関連施設及びその他関連施設の設計、製造、販売、据付及び保守に関する業務を行っている日本法人である。

平成23年XとYは日本法人訴外Bを証人として福島第一原子力発電所における汚染水の浄化作業に関してのパートナーシップ契約を締結した。その後Yは、Xとの間のパートナーシップ契約に基づき、福島第一原発における放射能汚染水からの多核種除去に関する事業についてXと共同して従事すべき義務を負っているにもかかわらず、同義務に違反し、Xを関与させずに高性能多核種除去設備に係る事業を受注し、同事業に従事しているほか、パートナーシップ契約に違反して第三者から技術情報を受領するなど、パートナーシップ契約に違反しXの秘密を第三者に開示した。

XはYがパートナーシップ契約に違反しXが開示した営業秘密を不正に

使用し、また、当該営業秘密を第三者に対して不正に開示したと主張して、不競法2条1項7号、3条1項及び4条に基づき損害賠償を請求した。

原審（東京地判平成30・3・29裁判所 WEB）はXの請求をいずれも棄却した。

第2節 事案の特徴及び問題の所在

事件①の判示において「法例11条（現行：法の適用に関する通則法17条、以下、「通則法」とする）の解釈に従って決められるべきであるといえるから、同条1項にいう「原因たる事実の発生したる国の法律」が準拠法となる。」と示し、準拠法は日本法と判断された。

事件②は著作権侵害に対する準拠法判断を示しているが、営業秘密侵害に関しては準拠法判断を行うことなく日本法の不競法の要件を適用して判断している。

事件③では、「被控訴人の行為が控訴人に対する関係で違法であることを原因として差止め等を求めるというものであるところ、違法行為により権利利益を侵害された者が提起する差止め、廃棄及び謝罪広告の請求に関する訴え」に関して、「いずれも違法行為に対する民事上の救済の一環にはかならないから、法律関係の性質は不法行為でありその準拠法については、通則法17条によるべきである。」と性質決定をした。

本件原告・控訴人及び被告・被控訴人双方ともに日本企業であるが、原告の主張によると営業秘密の不正開示行為は日本国外で行ったこととなるため、渉外的な要素を含むものであり、準拠法の判断が下された。裁判所は、「……控訴人が我が国に本店所在地を有する日本法人であること及び当該情報の使用又は開示が日本国内において行われたこと……かかる行為の結果が発生した地は、使用又は開示が行われ、権利侵害という結果が発生した地である日本と解すべきであり、日本の法律を準拠法とすべきである。」とした。

事件④で裁判所は、「不正競争に基づく損害賠償請求については、不正

競争が不法行為としての性質を有するものであるから、通則法17条が適用されるものと解されるところ、控訴人の営業秘密の不正使用及び不正開示が日本国内で行われ、それによって控訴人の営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあることに基づくものであるから、同条の加害行為の結果が発生した地は、日本であると認められ、日本法が準拠法となるものと認められる。同様に、一般不法行為に基づく損害賠償請求については、同条が適用され、同条の加害行為の結果が発生した地は、日本であると認められるから、日本法が準拠法となるものと認められる。」とした。

まず、事件①は法例の下での事案であり、法例11条1項は「原因たる事実の発生地」を連結点としていた。これに対して、通則法17条では原則として「結果発生地」を連結点としている。法例11条1項は通則法17条の前身と言える規定であるが、連結点が異なる。ここでは現行法を中心として検討をしたいと考え、法例時の学説解釈に深く立ち入ることはできないが、法例下の議論の端緒となったものとして、その事実を紹介し、以後の議論に役立てたい。次に、事件②が準拠法判断の根拠を示さずに日本法上の不競法を適用したことは、不競法をどのように位置づけたのかは検討の余地が残る。他方、事件③、④は営業秘密侵害を不法行為と法性決定し、通則法17条により判断をしている。

通則法17条の「結果発生地」に関する連結点で、事件③は不法行為が行われた場所及び本店所在地が日本にあるため、結果発生地が日本であることにより日本法を準拠法とし、被害企業所在地による連結点をとっている⁶⁾。

事件④では営業秘密の使用地法が連結点とされていることがわかるが、これに関しては市場地を連結点として捉える見方もできる⁷⁾。

このように、判例から通則法17条における「結果発生地」の連結点が明確ではないことがわかる⁸⁾。不正競争の一類型である営業秘密侵害事案をどのように性質決定するのか、どのような連結点により準拠法選択をするのかは法例の下でも通則法の下でも争いがあった。

事件③、④は営業秘密を不法行為と性質決定したが、不法行為に関する通則法17条の「結果発生地」の判断は統一性がなく、そのため学説上「結果発生地」に関しては複数の見解が存在する。それと同様に、国際裁判管轄に関する「結果発生地」（民事訴訟法3条の3第8号）にも学説上複数の見解が存在する。国際裁判管轄と準拠法の判断が一致しないことも想定することができる。

第3節 新たな立法及び本論文の射程

前節のような状況の中、近時の新たな動きとして令和5年6月7日に「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が可決され、6月14日に法律第51号として公布された。本改正では国際的な営業秘密侵害案件における手続の明確化として、管轄と準拠法の問題を解決するために新たな規定が導入された⁹⁾。

本改正によって渉外的な営業秘密侵害は、改正法と通則法及び民事訴訟法（以下、「民訴法」とする）の両方が存在することとなる。したがって、今後発生する渉外的な営業秘密の侵害問題を解決に導くためにも、改正法を含め両者を検討する必要があると考える。

第2章 日本における渉外的な営業秘密侵害の法制度

渉外的な営業秘密侵害はどのような法制度によって規律されているのであろうか。まず、国際私法が各国法の相違を前提に存在していることに鑑み、実体法上の営業秘密の定義及び侵害行為類型をみた後、渉外的な営業秘密侵害が発生した場合における国際裁判管轄及び準拠法について、順にみていくことにする。

第1節 実質法上の営業秘密

(1) 営業秘密の定義

国内法上、営業秘密侵害における「営業秘密」とは、企業が自身の事業活動における成果として獲得・保有している情報財産（ノウハウ等）と見ることができる¹⁰⁾。日本において営業秘密の保護に関わる法制度の検討が前進したのは、1909年ドイツの不正競争禁止法が改正されたことによる影響があると思われる。1909年のドイツ不正競争防止法では営業秘密に関する規定が17条に定められており、この日本の農商務省（当時）の策定した不正競争防止法草案にも営業秘密の保護規定が盛り込まれていたと見られる。しかしながら、当時作成された草案は見送られた。実際に日本で不競法が制定されたのは1934年であり、その後、営業秘密に関わる保護規定の需要の高まり、国際社会に加入する接点及び国内知的財産制度への重要度の変化により、営業秘密保護を含めた不競法の改正がなされたのは1976年であった¹¹⁾。

そして、知的財産保護制度の国際的要請が高まり、なかでも営業秘密の保護を目的とした交渉項目が GATT のウルグアイ・ラウンドの TRIPS 交渉で取り上げられた。このような背景により、産業構造審議会財産的情報部会において営業秘密制度に関する法律の検討が開始され、1990年の不競法改正により法律上明確に位置づけられた¹²⁾。

日本の不競法は「日本の民商事法の中で『工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為』からの法的救済措置を規定した不法行為法の特別法であると位置づけることができる法制度」であり、営業秘密に係る不正行為についても工業上又は商業上の公正な慣習に反する不正競争行為と位置づけることができると考えられる¹³⁾。

不競法上、「営業秘密」は「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。」（不競法2条6項）と定義され、秘密管理性、有用性、非公知性の三つの要件に該当すれば「営業秘密」となる。

(2) 営業秘密の侵害行為

次に、営業秘密に関わる不正行為は、不競法2条1項4号から9号において6つの類型に分けて定められる。

営業秘密の不正行為は、取得・使用・開示の三行為が中心となり、「取得」は窃取、詐欺、強迫その他不正の手段による取得行為に限られ、「使用」は自らの事業活動において、営業秘密をその本来の経済的用途に用いることを指しており、「開示」は該当する営業秘密を非公知的なものから公知のものにし、又は秘密の状態を保持しつつ特定の者に示すことを指している¹⁴⁾。

営業秘密侵害は営業秘密の要件に該当するものが管理者以外の者により不正に取得・使用・開示された行為により発生するものとなる。国内企業間で営業秘密の侵害が発生した場合、不競法に基づいて管轄権を有する国内の裁判所において訴訟を提起すれば大抵の事案はそれにより解決することが考えられる。

渉外的な営業秘密侵害が発生した場合はこれに限られない。次に、管轄と準拠法について見ていく。

第2節 国際裁判管轄及び準拠法

(1) 渉外的な営業秘密侵害の国際裁判管轄

民訴法では、これまで不正競争あるいは営業秘密侵害事案について特定の管轄規定は定められていない。渉外的な営業秘密侵害は事案に応じて異なる管轄原因が存在し、かつ直接的な侵害に加えて間接的な侵害も発生することが度々あるため¹⁵⁾、いずれの規定が適用されるかが問題となる。

現行法においては、渉外的営業秘密侵害訴訟は一般の不法行為訴訟と同様に民訴法3条の2以下の規定により判断がなされ¹⁶⁾、特別な事情が存在する場合は民訴法3条の9による。なかでも被告が日本法人ではない場合、不法行為に基づく管轄権の存在が訴訟上の論点となる。したがって、不法行為に関する訴えの管轄権を定める民訴法3条の3第8号を検討の中心と

する¹⁷⁾。同条によれば「不法行為があった地」が日本国内にあるとき、日本の裁判所に管轄権が認められる。そして、「不法行為があった地」については一般的に加害行為地と結果発生地の2つの意味が含まれると解されている¹⁸⁾。

営業秘密侵害の場合、加害行為地は、営業秘密の取得・使用・開示が行われた最終行為地及び営業秘密の取得・使用・開示の前提行為が行われた地が含まれる説がある¹⁹⁾。他方、「結果発生地」に関してはさらに、直接的結果発生地と二次的・派生的な間接的結果発生地が想定される。二次的・派生的に生じる経済的損害の発生地については、不法行為の結果発生地を国際裁判管轄の管轄原因とする趣旨から逸脱するものであって相当でないとして、民訴法3条の3第8号の結果発生地については物理的・直接的に損害が発生した地に限られるとされているが²⁰⁾、具体的には解釈に委ねられ統一された見解が存在しないため、明確化を図る必要がある。

学説は大きく、営業秘密の保有者が該当する情報を管理し、その管理する場所や体制に対する侵害行為を法益侵害とし、営業秘密の管理をしている地を結果発生地とする管理地説²¹⁾、営業秘密を保持している行為を保護の目的とし、営業秘密の取得・使用・開示が行われた場所を結果発生地とする行為地説、営業秘密の侵害行為により保有者の優位性が失われ、本来得ることができる事業利益の喪失があった市場を結果発生地と見る市場地説²²⁾、営業秘密の侵害行為が行われ、営業秘密を保有する企業自体の所在地で営業力が減殺するという結果が発生したと捉えその場所を結果発生地とする被害企業所在地説²³⁾と営業秘密の侵害行為が行われた営業所が所在地となる損害発生営業所所在地説²⁴⁾に分けられていると考えられる²⁵⁾。

その他には、秘密管理を行っている場所を原則的な不法行為地とし、その他の場所も一律に排除されるわけではない説²⁶⁾と、管理地に限らず市場地、被害企業所在地なども含め広く捉える説²⁷⁾も見られる。

これら7つの学説のうち、最後の二つの学説は「結果発生地」を一義的に捉えておらず、被害企業が訴訟を行う際にどの裁判所に訴訟提起すれば

良いのか考えなければならなくなり、訴訟地に対する予測可能性を阻害すると思われるため、ここではその存在を紹介することに止める。

また、損害発生営業所所在地説に関しては、損害発生営業所は被害企業の一部であると考えられることができるため、あえて損害発生営業所を「結果発生地」とするよう被害企業全体から分離させ、各事業所を独立的に考えるのではなく（複数の事業所で損害が発生した場合、各事業所が所在する国が異なる場面）、被害企業そのものとして一体的に「結果発生地」として考えた方が管轄を判断する際に好ましいと考えられる。

そのため、国際裁判管轄の「結果発生地」において検討する主要な学説は管理地説、行為地説、市場地説と被害企業所在地説とする。

（2） 渉外的な営業秘密侵害の準拠法

続いて、準拠法においても、営業秘密侵害は不正競争の一つと考えられ、不正競争については従来からその基準に争いが存在する。不正競争を市場に関するものと特定事業者の営業に関するものに分け、類型化により解釈をする理論も有力であるが²⁸⁾、現在は差止請求、損害賠償請求共に不法行為と法性決定し、通則法17条により判断されることが多数説であり、営業秘密侵害もこれに含まれる²⁹⁾。先に掲げた知財高判平成30・1・15（事件③）では営業秘密侵害を不法行為と法性決定し、通則法17条により日本法が適用されると判断している。しかし、同条の連結点である「加害行為の結果が発生した地」には様々な見解が存在している。概ね、次のようである。

既存の見解を連結点から分類し、営業秘密が管理されている地が結果発生地とする管理地法説³⁰⁾、営業秘密の侵害行為が行われた地を結果発生地とする行為地法説³¹⁾、営業秘密の侵害行為により保有企業の市場利益が侵害された地を結果発生地とする市場地法説³²⁾、営業秘密の侵害により営業上の利益が侵害されたと思われる企業の主要な営業所の所在地を結果発生地とする被害者本拠地法説³³⁾、営業秘密侵害行為により損害が発生した営

業所などの所在地を結果発生地とする損害発生営業所所在地法説³⁴⁾、そして営業秘密侵害に関連する刑罰法規の領域的範囲が拡大されていることがあるため、営業秘密関連法規を強行的適用法規とみなして適用をする説³⁵⁾があると考えられる³⁶⁾。

また、営業秘密の侵害は不正競争行為となるが、知的財産の一種類としても考えることができるため、個別的な不正競争について、知的財産の特殊性に配慮し、条理により保護国（登録国）法を適用する説が紹介されている³⁷⁾。

これら7つの見解の中でも、市場地法説については、不正競争を市場に向けられた場合（市場関係型）と特定の企業の利益に影響を与える場合（営業関係型）に分類し、前者は条理により準拠法が定まり、後者は国際私法の不法行為規定により準拠法が定まる説（以下、類型説①）と前者、後者いずれも明文規定により準拠法が定まり、連結点の具体的解釈は類型ごとに異なるとする説（以下、類型説②）³⁸⁾及び条理により一律に市場地法によるべきとする説がある³⁹⁾。

しかし、類型説①及び条理により一律に市場地法を適用する説どちらにおいても、通則法20条、21条、22条の適用排除が主張されており⁴⁰⁾、この点、営業秘密侵害を不法行為と性質決定し、通則法17条を介して準拠法決定をする観点とは異なるため、市場地法説は通則法17条の適用があると解した上で結果発生地は原則市場地と解するものとする。また、複数の営業所で発生し得る損害を、個々の営業所毎に結果発生地とする考え方は被害企業側にとっては負担が重いため損害発生営業所所在地法説は検討しないこととする。

以上を踏まえ、管理地法説、行為地法説、市場地法説、被害者本拠地法説、強行的適用法規説及び保護国法説を検討の中心とする。

第3節 法改正の動向

(1) 法改正以前

この間の営業秘密の法制度に関する日本の動向としては、情報活用形態が多様化する中、社会的関心としても知的財産の保護を図る制度への注目が高まったため、営業秘密の適切な保護のあり方や営業秘密訴訟における被害者救済に資する制度のあり方⁴¹⁾が、2018年から不正競争制度の議題として挙げられている⁴²⁾。不競法の改正案として平成30年法律第33号が作成されたが、施行前に廃止された。

その後、産業構造審議会知的財産分科会の不正競争防止小委員会は、保護制度の現状を踏まえかつ他国との協調性を促進するため、中国、EU、米国等⁴³⁾日本と経済的に関わりの深い国と営業秘密に関連する法制度を比較し、渉外事件での対応及び改正の動向案を検討してきた。日本国内の重要技術の海外流出も避けられない問題となるため、渉外的な侵害への民事規律となる国際裁判管轄・準拠法の法制度が議論の中心として挙げられた⁴⁴⁾。

これまでの改正において、営業秘密の保護は私的利益を保護する側面を超えた部分も存在することが肯定され、罰則の強化として平成27年不競法改正において国外犯処罰規定（不競法21条6項）、海外重罰規定（不競法21条3項各号）の刑事罰が置かれた。このような罰則規定の強化からも、営業秘密保護は国家的経済政策に関する重大な関心事項であることが明確となり、国家の経済政策の実現という観点から、法廷地と対象行為・事実との間に一定の密接関連性があれば不競法が常に適用される「強行的適用法規」が、営業秘密関連法規の一案として提唱された⁴⁵⁾。

既述の通り、今回改正の要因となるのは現行法下において渉外的な営業秘密侵害が行われた場合、国際裁判管轄は民訴法3条の3第8号、準拠法は通則法17条により判断されるが、いずれも「結果発生地」の解釈による部分が存在し、定まった基準はなく、そのことは従前からの問題として指摘されている⁴⁶⁾。また、経済界から日本国内で事業を行っている者の営業

秘密を保護するため、日本の裁判所で日本の不競法に基づく裁判を行える場合の明示化が求められたからである⁴⁷⁾。

(2) 法改正

これらに関して、国際裁判管轄では企業の訴訟戦略を妨げない競合管轄を前提とした管轄規定の制度化と不競法の適用範囲についての検討がなされ⁴⁸⁾、令和5年6月に不競法などを一部改正する法律案が通常国会において可決された。本改正では営業秘密に関わる部分が大きく変化することとなった。営業秘密の侵害に関する国際裁判管轄を定める規定（不競法19条の2）に加えて、強行的適用法規を取る提案に沿った改正と解される不競法の適用範囲を画する規定（不競法19条の3）が新設された。

まず、管轄についてである。改正法19条の2は以下のような規定である。

第19条の2 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であって、日本国内において管理されているものに関する第2条第1項第4号、第5号、第7号又は第8号に掲げる不正競争を行った者に対する訴えは、日本の裁判所に提起することができる。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない⁴⁹⁾。

不競法19条の2は、証拠収集の容易性、判決の執行可能性など、訴訟戦略の観点から企業戦略の自由度を尊重する趣旨で、競合管轄規定として置くこととされた⁵⁰⁾。追加的な管轄原因として定められることから、民訴法3条の3第8号の管轄権判断や、合意により国際裁判管轄が決められた場合（民訴法3条の7）などを排除しないと説明されている⁵¹⁾。

不競法19条の2は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密、日本国内において管理されているもの、不競法2条1項4号、5号、7号又は8号に掲げる不正競争を行った者の要件を満たせば日本の裁判所で訴訟することを可能としている。しかし、条文上「日本国内において管

理されているもの」の範囲が明示されておらず、日本から遠隔操作で管理されている海外サーバー上の営業秘密も含まれるのか、自ら不正競争行為を行っていない教唆者や補助者に対する訴訟に適用されるのかが、不明な点として挙げられている⁵²⁾。この点については、制度設立の目的として日本企業が持つ重要技術・情報の海外流出を規律するためのものであり、企業の訴訟への対策を考慮に入れて改正が加えられたものであるから、日本から遠隔操作で管理されている海外サーバー上の営業秘密も含まれると考えるべきであろう。

また、国内で行われた渉外性のある営業秘密侵害事案は民訴法3条の3第8号により管轄権の判断を行うことが可能となり、不競法19条の2の実用性は少ないとの指摘も存在するが⁵³⁾、筆者としては不競法19条の2は競合管轄規定として定められ、その管轄権判断要件も明確化されているため、今後の国内における渉外的な営業秘密侵害事案においても適用場面が増えると考えている。むしろ、不正競争行為の結果発生地が不明確な事案やサーバー内で行われた侵害事案に関しては、場所的制限が置かれていない不競法19条の2によって判断することができるため、実質上は広範囲での運用が可能と思われる。

次に、準拠法についてである。改正法19条の3は以下のような規定である。

第19条の3 第一章、第二章及びこの章の規定は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であって、日本国内において管理されているものに関し、日本国外において第2条第1項第4号、第5号、第7号又は第8号に掲げる不正競争を行う場合についても、適用する。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。

本条は強行的適用法規を明文化したものであり、準拠法の如何に拘ることなく優先的に適用される。しかし、通則法との関係に触れることなく規

定された。不競法19条の3が適用される場面において通則法17条の重複適用は排除されると想定されるが、不法行為債権に関する通則法20条、21条、22条も排除されるかは検討の余地があろう⁵⁴⁾。たとえ不競法19条の3が優先適用されたとしても、当事者自治を尊重する観点から通則法21条は排除されるべきではないと思われる。他方、明らかにより密接な関係地がある場合の規定である通則法20条は、不競法19条の3において「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であって、日本国内において管理されているもの」の制限的な要件を課し適用することとなったにも関わらず、さらに密接な関係がある地を要求することは、条文を新設した目的と相いれないため、排除される可能性がある。

加えて、不競法19条の3の適用要件を満たさない事案において、従前通り通則法17条による判断がなされた場合、日本法が準拠法とされたときに不競法は適用されるのが問題として指摘されている⁵⁵⁾。この場合においても日本の不競法を適用することは通常の準拠法適用プロセスに該当するため、問題は生じないと考えられる。

第4節 小 括

本章では、日本の営業秘密、営業秘密の侵害行為、従前までの国際裁判管轄・準拠法の見解、令和5年6月不競法の改正法案の背景、改正の内容及び改正法の課題とされ得る点について述べた。

第3章では、現在国際的に日本企業間とのビジネス交流が多く、また令和5年6月の改正において参照の対象とされ、実質法上の立法も近い中国与EUの渉外的な営業秘密侵害に関する法制度が現状如何なるものであるかを検討したい。

第3章 中国、EU における渉外的な営業秘密侵害の法制度

本章では、中国とEUの営業秘密の実質法及び渉外的な営業秘密侵害

に関する法制度の状況を検討することによって、現状の日本法との若干の比較をしたいと考えている。

第1節 中国における渉外的営業秘密侵害の現状

(1) 本節の目的

中国で営業秘密（商業秘密）が法律用語として出現したのは1991年4月9日に制定された「中華人民共和國民事訴訟法」からである。このとき、法廷で当事者間において口頭弁論を行う際には営業秘密に係る証拠は秘密にされなければならないとの規定が置かれた。しかし営業秘密とは何か、及び営業秘密の範囲はどこまでかに関しての明確な規定はなされなかった⁵⁶⁾。

その後、1993年9月2日に最初の「中華人民共和國反不正競争法（中国不競争法）」が公布され、立法上初めて営業秘密に関する定義が示された⁵⁷⁾。2001年に中国はWTOに加盟し、1994年に成立したTRIPS協定39条の「開示されていない情報（undisclosed information）」（営業秘密）の保護義務を負うこととなり、中国不競争法に含まれる営業秘密に係る条文も、2017年と2019年の二度の改正によって変化が生じたとされる。

国際私法の側面では、中華民国が1918年にドイツと日本の立法を参考として「法律適用条例」を施行したことがあげられる。その後、1949年に国民党政府の法律廃止により「法律適用条例」は廃止されたが、1978年中国政府の改革開放政策により法律の需要が認識され、法整備の一環として中国国際私法も一部制定された。当時の中国国際私法は、1980年「涉外經濟合同法」（涉外經濟契約法）第5条、1985年「繼承法」（相続法）第36条、1986年「民法通則」第8章の「涉外民事事件の法律適用」などを法源としていた。2001年に、中国裁判所が年間で受理した渉外的な案件件数が激増し、より体系化、現代化した国際私法の制定の必要性が高まったことにより、複数回の草案検討を行って現在の「中華人民共和國涉外民事關係法律適用法」（以下、「法律適用法」とする）が制定された⁵⁸⁾。

かつての中国国際私法は日本国際私法との関わりがあったが、現行中国国際私法はそれがない。他方、両国企業間の貿易、データ交流が盛んである現在、日中間の営業秘密侵害の問題も避けられず増加している。本節ではそれに着目し、中国の渉外的な営業秘密侵害の実質法、抵触法、国際裁判管轄を研究することにより、両国の制度上の異同を明らかにしたい。

(2) 中国の営業秘密

中国は TRIPS 協定39条を参照し、中国不競法9条で営業秘密の定義を示している。同条は営業秘密を「公衆に知られていない、商業的価値を有し、かつ、権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情報、経営情報等の商業情報をいう。」⁵⁹⁾と定義し、権利者が関連の秘密保持措置を取ったこと（秘密管理性）、公衆に知られていないこと（非公知性）、商業的価値を有していること（実用性・価値性）⁶⁰⁾を要件としている。

営業秘密侵害事案としては、企業の営業秘密に接触することのできる立場にいた元従業員による侵害である従業員漏洩型⁶¹⁾、秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反して保有している営業秘密を開示、使用し、或いは他人に使用を許諾する取引先漏洩型（中国不競法9条1項3号）、窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的手段による侵入又はその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得する第三者不正取得型（中国不競法9条1項1号）の3種類が多いと見られる⁶²⁾。

中国不競法上の営業秘密の定義は、2019年の改正によって以前よりさらに TRIPS 協定39条2項の内容に近づき、日本の不競法と構成要件が近くなっている。

(3) 渉外的な営業秘密の侵害がなされた場合の準拠法及び国際裁判管轄

次に、中国企業において渉外的な営業秘密の侵害が発生した場合、まず中国の法律立法形態から、営業秘密は知的財産権の一種類に含まれること

が考えられる⁶³⁾。営業秘密の侵害は知的財産権紛争の一種に含まれることになり、渉外的な営業秘密侵害訴訟が提起された場合は中国の法律適用法50条が適用されることとなる⁶⁴⁾。また、知的財産権侵害は中国民事訴訟法（以下、「中国民訴法」とする）においては通常不法行為訴訟として扱われているため、営業秘密の侵害により生じた権利侵害事案の管轄については、中国民訴法29条の規定により「権利侵害の行為地」又は「被告の住所地」で判断されることとなる⁶⁵⁾。実務上、中国の裁判所で行われた渉外的な営業秘密侵害訴訟では、中国民訴法29条と法律適用法50条を適用して判断した裁判例が存在する⁶⁶⁾。

法律適用法50条における「保護が求められる地の法」は保護国法を指しており、知的財産権の侵害は原則として保護国の法律を適用することとされている。また、後段の部分での法廷地法である中国法への事後的な準拠法合意を許容している⁶⁷⁾。ただし、同条前段の「保護が求められる地の法」を保護国法と解することを巡り議論が分かれているようである。

まず、従来の学説によると「保護国」は法廷地を意味し、保護国法主義は法廷地を指定する一方的抵触規則として理解する見解が存在していた⁶⁸⁾。裁判例においても、知的財産権を有する外国企業が中国で訴訟を提起したことを根拠に、法律適用法50条の「保護を求められる地」の法は中国法と判断したものがあり、法廷地法説と解されている。

次に、従来の学説に対して法律適用法50条は前段で保護国法を知的財産権侵害の原則と定め、後段では法廷地法への限定的な当事者自治が認められているため、学説上保護国法と法廷地法は異なる意味を有するとされている⁶⁹⁾。

近時の有力説では、法律適用法50条の「保護が求められる地」は特許権、商標権など登録を要する知的財産権においては登録地を指し、著作権など登録を要しない知的財産権は利用行為ないし侵害行為がなされた地を指すとしている⁷⁰⁾⁷¹⁾など異なる解釈が見られる。

次に、国際裁判管轄の規定となる中国民訴法29条に関しては、最高人民

法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈24条⁷²⁾により、「権利侵害の行為地」を営業秘密の場合それが取得・開示・使用された場所その他「権利侵害行為実施地」とその結果が発生した「権利侵害結果発生地」を含む⁷³⁾とされ、最高民事法院の解釈により明確化されている。

第2節 EU⁷⁴⁾における渉外的営業秘密侵害の現状

(1) 本節の目的

日本の通則法の改正は、具体的な解釈及び理論的研究全般において、ヨーロッパ諸国の国際私法から受けた影響が大きい⁷⁵⁾。通則法17条の不法行為の部分に関しても、法例から通則法に改正をする際、立法過程において2007年7月11日にEUで成立した「契約外債務の準拠法に関するEC規則」いわゆる「ローマII規則」⁷⁶⁾からの影響を受けている。

国際的側面において、EUはWTOの加盟国であり営業秘密に係る内容はTRIPS協定に従っている。従前までEU自体には営業秘密の保護に関する統一されたルールは存在せず、EU加盟国間で大きな違いがあったが、2016年に「営業秘密(“Trade Secret”)の民事的保護に関する指令」(以下、「営業秘密指令」とする)が成立し、各EU加盟国内でその内容を実現するための国内法の制定・改正等が義務付けられた⁷⁷⁾。

現在日本の企業はEU諸国の企業間との国際的な貿易が盛んであるため、渉外的な営業秘密の侵害問題に関して、EUの営業秘密指令及びローマII規則を参照する需要性が高く、ここでも検討をしたい。

(2) EUの営業秘密

営業秘密指令2条1項⁷⁸⁾によると、営業秘密とは秘密性、商業的価値、合理的措置の三つの要件を全て満たした情報を意味するとされている⁷⁹⁾。

営業秘密の侵害行為に関しては営業秘密指令4条の規定により、営業秘密保有者の同意なく4条2項(a)に記載された物及び同項(b)の状況下で営業秘密の取得行為をしたものは不法取得をしたものとみなされる。

不法使用・開示営業秘密保持者の同意なく4条3項の規定の者により使用・開示が行われた場合も侵害行為とみなされる。営業秘密が不正使用・開示されたことを知りにも関わらず再度取得・使用・開示した行為も侵害行為とされる（4条4項）。侵害品と知っていたにも関わらず製造、販売、保管などの行為は営業秘密の不正使用とされる（4条5項）⁸⁰⁾。

(3) EU 国際私法

EU での渉外的な営業秘密侵害の準拠法は、ローマII規則に規定が置かれている。

ローマII規則は、加盟国における契約外債務の準拠法に関する規定を統一するため制定された。不法行為一般については4条⁸¹⁾において原則が定められ⁸²⁾、6条⁸³⁾では不正競争及び競争制限行為の準拠法について定められている⁸⁴⁾。EU加盟国での一般不法行為は4条1項の規定により、実際に損害が発生した地（the country in which the damage occurs）の法を準拠法とし、間接的な損害発生地には影響を及ぼさない⁸⁵⁾。2項では当事者が同一常居所地を有する場合、同一常居所地法は1項の損害発生地に優先する規定となり、第3項は例外条項となる⁸⁶⁾。

不正競争行為に関して規定をしている6条では、その不正競争行為が市場に向けられた場合（1項）と特定の企業の利益に影響を与える場合（2項）の2つの単位法律関係に分けて準拠法決定をしている⁸⁷⁾。欧州委員会提案によれば、営業秘密侵害は特定の企業に向けられた場合と例示されている⁸⁸⁾。欧州司法裁判所で営業秘密侵害の準拠法についての直接的な解釈を明確に示しているものではなく、諸学説の中でも営業秘密侵害行為を不正競争と性質決定しローマII規則6条2項を介して4条の規定により判断されるのが一般的と見られる⁸⁹⁾。

(4) EU 国際裁判管轄

EU加盟国の国際裁判管轄は、民商事事件一般を規定する「民事及び商

事事件における裁判管轄及び判決の承認・執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 1215/2012」(以下「ブリュッセル I 規則」とする)が適用される⁹⁰⁾。ブリュッセル I 規則で特別管轄規則を規定する7条2項では不法行為を「有害事実の発生地」又は「発生する可能性のある場所」に管轄権があると規定している⁹¹⁾。

第3節 小 括

本章では、中国及び EU の営業秘密、その侵害に関わる実体法規定、渉外的な営業秘密侵害が発生した場合の準拠法及び国際裁判管轄に関しての現状を検討した。

まず、日中間の渉外的な営業秘密侵害の法制度を比較することで、中国では中国法律適用法50条により準拠法判断が行われていると考えられる。また、同条前段の「保護が求められる地の法」は保護国法説、法廷地法説及び行為地法説の三種類の見解が存在し、日中間の行為地説は類似すると考えられる。次に、EU のローマ II 規則は従来から日本の通則法と比較検討をされることが多いが、通則法では不正競争に関する規定が置かれていない。これまでローマ II 規則6条に対する議論はあったが、今回の改正により日本の不競争法に強行的適用法規の規定が加えられたことは大きな変化と捉えることができ、ローマ II 規則との検討に新たな要素を加えたのではないかと考えられる。

次章ではここまで述べた内容を基に、新法を含めた日本法と他国の法制度の比較も踏まえて、何らかの示唆を得られないか考えたい。さらに、現行法で残された問題について私見を述べたい。

第4章 考 察

渉外的な営業秘密侵害の従来の法制度及び新法並びに中国及び EU の法制度を論じた上で、以下、従前の判例に新法を適用した場合、日本と中

国、EU の法制度を比較した場合の異同、及び今後従前の法制度が適用される場面において、双方向的抵触の連結点をどのように捉えるべきかについて検討する。

第 1 節 不競法19条の 2 及び同19条の 3 の従前の判例への適用

本節では新法を従前の判例に適用することで異なる結果が導かれるのかに対し分析を行う。

まず、事件①は法例下の判決ではあるが、新法でも営業秘密が日本で管理されているものとはいえないため、双方向的抵触の対象となろう。事件②は、不競法の位置づけが判然としないが、新法でも強行的規律の対象ではない。

次に、事件③において原告企業は日本法人であり、営業秘密に該当する光配向用偏向光照射装置は原告が自社での秘密管理体制に照らし管理されているものであり、日本国外での不正開示がなされても、不競法19条の 3 により日本の不競法が適用されることになる。

次に、事件③と通則法17条の結果発生地に関する連結点の解釈が異なる事件④においては、福島第一原子力発電所における汚染水の浄化作業に使用される営業秘密であるため、「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密」には該当する。しかし、本件営業秘密に該当するものは原告グループ会社のデータベースにより厳格に管理されているとのことであり、実際はグループ会社の中心である米国法人により管理されているのかは不明確であるため、「日本国内において管理されているもの」との要件に当てはまるかは確定できず、不競法を強行的適用法規として適用できない。

従前の判例への適用からも分かるが、不競法19条の 2 は明確な要素により管轄権の基準を示しており、民訴法 3 条の 3 第 8 号において明示されていない「結果発生地」の問題を解決している。また、準拠法においても同様に、通則法17条では「結果発生地」の連結点において複数の見解があり、

従前の判例においても統一されていないが、不競法19条の3が適用される場面には、簡明な判断が下されることとなる。

今後は不競法19条の2及び同19条の3を介して日本の不競法が適用されるか否かをまず判断し、それでも解決ができない事件は従前通り民法及び通則法を適用する両場面が併存することとなる。

第2節 他国との比較

本稿で比較対象とした中国、EUの渉外な営業秘密侵害に関わる法制度から見ると、今回改正された日本の不競法の営業秘密を保護しようとする姿勢には同様な部分があると考えられる。

まず、中国においても営業秘密侵害行為は不正競争行為とされる。渉外的な営業秘密侵害事案が発生した場合には、法律適用法50条により中国不競法が適用されると見られる。同条文前段の「保護が求められる地」は保護国とされている点は日本と大きく異なるが、近時の有力説において登録を要しない知的財産権は利用行為ないし侵害行為がなされた地を「保護が求められる地」とする説は、日本の通則法17条の「結果発生地」における行為地法説と類似する点と評価すべきである。

また、中国不競法では法的措置として行政摘発の規定が置かれている⁹²⁾。行政摘発は営業秘密の侵害に対して、各地市場監督当局により、侵害行為の停止命令、違法所得の没収、過料などの行政処分を科すことができると説明されている⁹³⁾。この点、日本と大きく異なる。

中国法と日本法の比較の観点から、筆者は、今回行われた日本の不競法の改正は強行的適用法規となる不競法19条の2及び同19条の3の追加により、これまで私法的性質である不競法に公法的性質を一層強めることで、営業秘密侵害行為が国家内において重視されていることを体現しているのではないかと考える。そして、他国企業との間で生じた営業秘密侵害紛争において自国企業の利益を保護する姿勢を示しているものとなる。この改正は中国不競法に類似する点があり、今後営業秘密侵害に対する各国の規

制の方向性を示すものになるのではないと思われる。

これまで、不競法の法益に関して多く議論はなされていないと考えられる⁹⁴⁾。営業秘密は基本的には私企業内部のものであり、本来企業が外部に公開したくない技術、ノウハウがそれに該当する。新法により従来明確でない部分に対する規律をすることで企業側に訴訟上の便宜を与えることができているが、公法的性質のみを強調することは私企業間の権利に対する正確な把握とは言えない側面があることは注意すべきである。

次に EU と日本の比較の観点からは、日本の現行国際私法規定が制定された際に、すでに EU のローマ II 規則を参考としている。その際にローマ II 規則 4 条の不法行為一般に関する規定も参照して、通則法 17 条に採り入れているが、同規則 6 条の不正競争及び競争制限行為の準拠法は通則法上特段の規定が置かれなかった。

他方、今回改正された日本の不競法との関係では、ローマ II 規則 16 条において「絶対的強行法規 (overriding mandatory provisions)」に関する規定が置かれているが、同規定は他の条項と重層的に存在すると見ることも注目したい。異なる点として、ローマ II 規則 16 条の絶対的強行法規を適用する規定は、単に国際的な強行法規を指すものであり国内的な強行法規はその範囲に含まれていないと解されている⁹⁵⁾。具体的にどのようなものが国際的な強行法規に該当するかは条文上定義されていないが、他方同じく EU の「契約債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則」(2008 年) (いわゆる「ローマ I 規則⁹⁶⁾」) 9 条においては、政治的・社会的・経済的制度などの公的利益を保護するために遵守が極めて重要である法規と示されている⁹⁷⁾。この点、日本の不競法 19 条の 2 及び同条 19 条の 3 による国内法の強行的適用法規との相違は、今後検討する余地があると思われる。

また、中国の法律適用法 50 条後段において、限定的ではあるが当事者自治が認められており、この点積極的に評価すべきところである。EU においても、営業秘密侵害事案はローマ II 規則 14 条による当事者自治が認められている⁹⁸⁾。日本の不競法改正により公法的性質が強まる点から、当事者

自治を排除することは、私的自治の権利を極端に抑圧することにもなり得るため、不競法19条の3が適用されるとしても、通則法21条の適用は認められると思われる。

日本、中国、EUを比較して見ると各国制度は重なる部分やお互い今後の参考に得る部分が存在する。そして、今回の日本の不競法改正は、営業秘密が国際的にますます重視されていくなかで、一つの重要な進展であると考えられる。

第3節 双方向的抵触規則が適用される場合

(1) 学説の検討範囲

今回の改正により、強行的適用法規として直接日本の不競法を適用することができる規定が置かれたことはすでに紹介をした。また、不競法19条の2及び同19条の3の適用範囲外の営業秘密侵害事案が発生した場合は、民訴法3条の3第8号及び通則法17条によって判断しなければならないことも明らかである。

そこで、適用範囲外の事案において「結果発生地」をどのように判断するかが残された問題となる。本節ではその方向性に関して検討をする。この点、第2章第2節(2)において、民訴法3条の3第8号及び通則法17条の「結果発生地」に関して7種類の学説が存在すると述べたが、ここではその中の幾つかに限定し議論をすることにしたい。

複数の学説が存在する中、中国の渉外的な営業秘密侵害に関する考えを参照することにより、保護国法を準拠法の「結果発生地」の連結点とすることも考えたが、実際営業秘密は知的財産の分類には該当し、特許権、商標権などのように各国個別に登録を有することではなく、企業内部で管理する点に特殊性が存在する。また、営業秘密の管理を行っているのが多国籍企業の場合、一箇所のみで管理をしているとは限らないという問題点が存在する。そのため、保護国法説は本稿においては支持しない。

また、準拠法に関する強行的適用法規説は、今回の改正より条文が新設

されたため、通則法17条を適用する場面において再び検討することは重複することになるので、ここでは検討の対象とはしない。

(2) 準拠法

残る4つの学説の中で、まず行為地法説を支持しないことを最初に述べたい。

第一に、行為地法説についてである。中国法律適用法の有力説では行為地法説を支持していると見られ、また、日本においても行為地法説に対しての議論は多い。行為地法説によると営業秘密の侵害行為が行われた場所を結果発生地としている。営業秘密侵害においては取得行為、使用行為、開示行為の3種類あり、それぞれが別々の国において行われた場合、各行為に応じた場所が「結果発生地」になると思われる⁹⁹⁾。そのため、複数の結果発生地が現れる可能性があり、結局いずれの国の法により判断すべきかの特定が困難となり、当事者間の予測可能性を阻害する恐れが生じる。加えて、近時はサーバー上での侵害も考慮をしなければならないが、行為地による場合に行為の特定がさらに困難になると考える¹⁰⁰⁾。

第二に、市場地法説についてである。市場地法説に関しては本稿第1章で紹介した事件④の連結点判断の際に、市場地を適用していたとの評価も存在している¹⁰¹⁾。しかし、営業秘密の取得行為が行われたが直ちに事業利益を喪失していない場合あるいは複数の市場で利益損失が発生した場合、市場地の範囲自体を厳密に確定することが困難となることが考えられる¹⁰²⁾。加えて、現在はサイバースペースの市場も考慮しなければならず、メタバースのようなサイバー空間内で完結した市場が現れる可能性もあり、市場地自体の認定が困難な事態も起こり得る¹⁰³⁾。

市場地説の見解は魅力的であり、営業秘密侵害が市場に与えた影響によって「結果発生地」を明らかにしてくれるのではないかとも思われるが、上記のような観点から市場地法説を支持するには現状ではまだ不十分と本稿では考える。

第三に、被害者本拠地法説である。この説は第1章の事件③で「結果発生地」判断の連結点とされていることはすでに紹介した。EUのローマII規則においても被害者の所在地法による説¹⁰⁴⁾があり、被害者本拠地法説と類似することから、各国法制度の協調を視点に入れた場合、本説を提唱する根拠となると思われる。しかしながら、この説に関しては、営業秘密侵害の被害者が多国籍企業である場合、主たる営業所所在地の特定が困難であり¹⁰⁵⁾、この点はローマII規則の被害者の所在地法による説にも指摘することができると思われる。

また、企業形態がグローバル化する現在、営業秘密は常に被害者本拠地において管理されているとは限らない場合がある¹⁰⁶⁾。これに対し、営業秘密の保有者は独占的に利用、保管、開示などをコントロールすることで有形無形の営業上の利益を得ていると考え、このような営業秘密保有者の地位に対する侵害を、侵害された法益とする見解もある¹⁰⁷⁾。この見解によれば、海外サーバーで管理されている営業秘密を遠隔で事業活動に使用している場合も、その使用主体の本拠地を結果発生地として認定できると思われる¹⁰⁸⁾。

独占的に利用、保管、開示などをコントロールすることで有形無形の営業上の利益を得ている営業秘密の保有者は、営業秘密に対して実質的な支配を行っているのではないかとと思われる。そのため、この見解は被害者本拠地を特定しているというよりも、実質的な支配を行う管理地を示しているのではないかと考える。

以上、諸説を総合的に検討した結果、私見では営業秘密が管理されている地を結果発生地とする管理地法説が妥当であるとの結論に至る。

管理地法説は、侵害された営業秘密が管理されていたかが主要な問題となる。秘密管理が認められなければ準拠法の決定もしづらいこと、在外サーバー上で秘密管理を行っている場合、準拠法はサーバーの所在地により左右されること¹⁰⁹⁾あるいは多国籍企業である場合には複数国の法人により共同管理されていることにより秘密管理地を一義的に特定するのが困

難と指摘されている¹¹⁰⁾。

この指摘に対し、営業秘密管理地を秘密が保有されている地ではなく、秘密を実質的に支配し、発信し得る者の存在する地と考えることで、在外サーバー上も含め複数の場所に保有・管理されている場合も、その保有者に焦点を当てることで具体的な営業秘密管理を特定することができると思われる¹¹¹⁾。

新設された不競法19条の2及び同19条の3の適用要件には、事業の所在地及び管理地の特定が求められている。今後、管理地の特定が第一に考慮されるものと考えられる。不競法19条の3は管理の場所を限定的に捉えており、これと同様に「結果発生地」の連結点も限定的に捉えることができる。故に、実質的支配をする者の所在地を管理地として特定することにより、管理地を一箇所に絞ることができる考える。

また、前述したEUのローマII規則によれば、営業秘密は不正競争において特定の企業向けられたものであることがわかり、この点も加えて考えることで、筆者は、実質的支配をするのが法人である場合は法人が所在地を管理地とし、個人である場合はその個人が所属している法人の所在地を管理地として特定することが一番妥当だと考える。

(3) 国際裁判管轄

国際裁判管轄の「結果発生地」について、第2章第2節(1)で管理地説、行為地説、市場地説及び被害企業所在地説を中心として検討することはすでに述べた。

まず、行為地説に関しては、中国及びEUの国際裁判管轄と比較しながら述べたい。中国については、中国民訴法29条の最高人民法院解釈によれば、「権利侵害の行為地」には、営業秘密の場合、それが取得・使用・開示された場所その他「権利侵害行為実施地」とその結果が発生した「権利侵害結果発生地」を含むとされている。他方EUでは、ブリュッセルI規則7条2項において、不法行為については、「有害事実の発生地」又

は「発生する可能性がある場所」に管轄権があるとされている。EU の間接的な損害発生地を除けば、両国の不法行為に関する管轄権所在の判断はともに行為地説に類似した考えを採っていると考えられる。

行為地説においては、侵害行為が複数国で行われた場合において、併合管轄を駆使することができるという利点は挙げられているが¹¹²⁾、営業秘密侵害者側に対しては思わぬ場所において訴訟を提起される可能性があるため、最適ではないと考えられる。

次に、市場地説に関しては、取得・使用・開示行為が行われたことにより直ちに事業利益を喪失していることではないため、市場地の特定が困難であると考えられているほか¹¹³⁾、営業秘密に対する侵害とは営業秘密の有する秘密性の排除であると解することで、市場地説はその本質を捉えきれていないとの指摘も存在する¹¹⁴⁾。現にサイバー空間など実態のない市場において侵害行為が行われることもあるため、市場地説を「結果発生地」として捉えることは難しいと思われる。

さらに、被害企業所在地説に関しては、準拠法の「結果発生地」の考え方と同様の理由で本説を支持する見解が見られるが¹¹⁵⁾、現状、国際裁判管轄の「結果発生地」を判断するには最適ではないと考えられる。

その結果、筆者は管理地説が妥当と考えている。第一に、新設された不競法19条の2において「管理」行為が重視されている点がある。管理地説が抱えている最大の問題として、営業秘密が管理されている場所の所在を特定することがあると思われる。この点に対して、該当する営業秘密を実質的に支配している企業の所在地を管理地とするのが一番明確と思われる。

第二に、訴訟において重要な問題となる当事者間の公平、証拠収集の容易性、とりわけ被害者救済についても、管理地説を採ることにより被害者側は侵害された営業秘密に対して管理行為があったか否かを立証することで良く、多数地域で侵害行為が行われても、侵害ごとに立証する必要がなく、被害者側の負担を軽減することができる。また、一箇所に結果発生地を特定することで、当事者間の公平を損なわず、被害者救済にもつながる

と考えられる。

この他、営業秘密の秘密性の排除を直接的な損害の発生と捉える場合においても、当該秘密性が確保されていた場所を営業秘密の保有者が秘密性を確保するべく情報を管理していた地と考えることができると思われる¹¹⁶⁾。営業秘密侵害の性質を総合的に考慮した上で管理地説を「結果発生地」の判断要素とするのが妥当と考える。

結びに代えて

国際的にも、国内的にも営業秘密侵害への重視は高まる一方と考えられる。

本稿に示した通り、令和5年6月の不競争法改正により新設された不競争法19条の2及び同19条の3は、渉外的な営業秘密侵害事案の新たな規則として今後重大な役割を発揮し、改正不競争法を主とした、従前の規定も適用される重層的規律が新たな対応策として期待することができる。

「はじめに」でも述べたように、営業秘密侵害の問題は国際的な問題となっており、各国の法制度の協調性を高めなければならないものとなっている。ここでは中国とEUの営業秘密侵害に関する法制度も比較、検討し、今回の改正法及び従前の法制度と繋がる点や取組むべき点があるかを模索した。

中国とEUそれぞれに現れる学説は、本稿での比較検討をした上でも、日本の渉外的な営業秘密侵害事案における国際裁判管轄及び準拠法の議題と完全に一致するとの結論には至らなかった。しかし、比較法研究をすることにより、EUの渉外的な営業秘密侵害の一学説の見解となる「実質的支配者」から示唆を得ることができ、国際裁判管轄の結果発生地では管理地法説、準拠法では管理地説とする結論にそれぞれ至った¹¹⁷⁾。中国に関しては保護国説との考え方があったが、それは一種の参考としてここで見た。

本稿を執筆している間に不競法の改正が行われ、不競法19条の2及び同19条の3が新設されたため、新設条文に対する議論はまだ初期段階にあらう。したがって、本稿は令和5年12月末までの先行研究を参考としている。また、改正法を中国、EUの法制度と比較検討しているが、十分に解釈をしているとは言えない。そして、渉外的な営業秘密侵害に関して今後どのような発展がなされるかは今後も議論が必要と思われる。

改正法は令和6年4月1日施行されるため、その際に議論が活発なるのではないかと考える。本稿が手がかりとして少しでも参考になれば幸いである。

- 1) この点については、中谷和弘「国家安全保障に基づく経済的規制措置——国際法的考察——」日本国際経済法学会年報31号(2022年)122-140頁参照。
- 2) 東京地判平成3・9・24裁判所WEB。評釈として、齋藤彰「判批」別冊ジュリ210号(2012年)78頁等参照。
- 3) 知財高判平成23・11・28裁判所WEB。評釈として、上野達弘「判批」別冊ジュリ256号(2021年)88-89頁等参照。
- 4) 知財高判平成30・1・15裁判所WEB。評釈として、小泉直樹「判批」ジュリ1519号(2018年)8-9頁等参照。
- 5) 知財高判令和元・9・20裁判所WEB。評釈として、駒田泰土「判批」ジュリ1544号(2020年)294-295頁等参照。
- 6) 駒田・前掲注(5)294頁。
- 7) 駒田・前掲注(5)294頁。駒田は「不正使用について使用地法によることは、市場地法を適用することとはほぼ同義である。」と述べている。
- 8) 嶋拓哉「国境を越える営業秘密侵害に関する抵触法的考察」ジュリ1569号(2021年)27頁。
- 9) 改正法律案の施行日は公布の日から起算し1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。
- 10) 通商産業省知的財産政策室『営業秘密・逐条解説 改正不正競争防止法』(有斐閣、1992年)7頁。
- 11) 通商産業省知的財産政策室・前掲書(10)8-9、24-26頁。
- 12) 通商産業省知的財産政策室・前掲書(10)8-21頁、北坂尚洋「営業秘密侵害事件の国際裁判管轄権——国際裁判管轄規定等の新設の議論に至る状況——」日本国際経済法学会年報第31号(2022年)41-42頁。
- 13) 通商産業省知的財産政策室・前掲書(10)30頁。

渉外的な営業秘密侵害に対する重層的規律の考察（呉）

- 14) 茶園成樹編『不正競争防止法第2版』（有斐閣、2021年）76頁。
- 15) 北坂・前掲注（12）44頁。
- 16) 嶋・前掲注（8）31頁。
- 17) 北坂・前掲注（12）43-44頁。
- 18) 佐藤達文＝小林康彦編『一問一答・平成23年民事訴訟法等改正』（商事法務、2012年）68-69頁。
- 19) 川合弘造＝根本拓「営業秘密侵害と不法行為地管轄」ジュリ1495号（2016年）87-88頁。
- 20) 佐藤＝小林・前掲書（18）69頁、東京地判平成18・10・31判タ1241号338頁、判旨にて物理的・直接的な損害発生地を不法行為の結果発生地としている。
- 21) 望月孝洋＝渡邊遼太郎他「渉外的な営業秘密侵害事案における準拠法・国際裁判管轄の考え方」商事法務1176号（2020年）40-41頁、川合＝根本・前掲注（19）87頁。
- 22) 川合＝根本・前掲注（19）86頁、西谷祐子「不法行為の準拠法」須網隆夫＝道垣内正人編『国際ビジネスと法』（日本評論社、2009年）172-175頁所収において挙げられている。
- 23) 北坂・前掲注（12）45頁。
- 24) 望月＝渡邊他・前掲注（21）40-41頁により紹介されている。
- 25) スクワイヤ外国法共同事業法律事務所「知的財産の保護と国際私法等に関する調査研究」（2015年）https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h26_report_06.pdf（最終閲覧日2023年12月29日）10-11頁。北坂・前掲注（12）45頁は損害発生営業所所在地説を挙げていない。望月＝渡邊他・前掲注（21）40-41頁は損害発生営業所所在地説を挙げている。
- 26) 北坂・前掲注（12）45頁。
- 27) 嶋・前掲注（8）32頁。
- 28) 駒田・前掲注（5）294-295頁。類型化によれば、市場に関する不正競争は条理により準拠法が定まり、特定事業者の営業に関する不正競争は国際私法の不法行為規定により準拠法が定まるとする説と、市場に関する不正競争と営業に関する不正競争はいずれも明文規定により準拠法が定まり、具体的な連結点は類型ごとに異なるとする説がある。
- 29) 岩瀬ひとみ「渉外的要素を含む営業秘密侵害事案における準拠法について」高部真規子裁判官退官記念論文編集委員会『知的財産権訴訟の煌めき 高部真規子裁判官退官記念論文集』（金融財政事情研究会、2021年）445頁所収。
- 30) 望月＝渡邊他・前掲注（21）39頁。
- 31) 出口耕自「国際不正競争の準拠法」日本国際経済法学会年報第23号（2014年）118頁。
- 32) 駒田・前掲注（5）295頁。駒田は通則法の解釈論として営業秘密侵害を含む不正競争についても17条の適用があると解した上で、結果発生地は原則市場地とすることを妥当と考えている。
- 33) 飯塚卓也「営業秘密侵害紛争の国際裁判管轄・準拠法」ジュリ1575号（2022年）35-36頁。
- 34) 西谷・前掲注（22）153頁。
- 35) 横溝大「国境を越える営業秘密侵害に関する抵触法の考察」知的財産法政策研究60号（2021年）62頁、嶋・前掲注（8）31頁。

- 36) スクワイヤ外国法共同事業法律事務所・前掲注 (25) 12-13頁。飯塚・前掲注 (33) 35-36頁。望月=渡邊他・前掲注 (21) 37頁では損害発生営業所所在地説を挙げている。
- 37) 西谷・前掲注 (22) 172-173、175-176頁により紹介されている。
- 38) 駒田・前掲注 (5) 295頁。
- 39) 出口・前掲注 (31) 117頁。
- 40) 駒田・前掲注 (5) 295頁。
- 41) 産業構造審議会 知的財産分科会「資料5 営業秘密小委・不正競争小委等における指摘事項」経済産業省 (2018年) (最終閲覧日2023年12月29日) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/010_05_00.pdf
- 42) 知的財産政策室「資料4-1 営業秘密管理指針の改訂について」第10回産業構造審議会 知的財産分科会不正競争防止小委員会 (2018年) (最終閲覧日2023年12月29日) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/010_04_01.pdf
- 43) 経済産業省知的財産政策室「資料3 不正競争防止法を巡る状況について」経済産業省 (2021年) 28-36頁。(最終閲覧日2023年12月29日) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/012_03_00.pdf
- 44) 経済産業省知的財産政策室「資料5 国際裁判管轄・準拠法について」経済産業省 (2022年) (最終閲覧日2023年12月29日) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/013_05_00.pdf
- 45) 横溝大「強行的適用法規としての営業秘密関連法規」第14回産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会 (2022年) (最終閲覧日2023年12月29日) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/014_07_00.pdf
- 46) 経済産業省知的財産政策室「資料3 産業構造審議会不正競争防止小委員会検討事項について」経済産業省 (2022年) 29頁。(最終閲覧日2023年12月29日) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/018_03_00.pdf
- 47) 黒川直毅=菊池リチャード平八郎等「論説・解説/令和5年不正競争防止法改正の概要」Law and Technology101号 (2023年) 41頁。
- 48) 経済産業省知的財産政策室「渉外事案に係る国際裁判管轄及び不正競争防止法の適用範囲に関する規定整備」経済産業省 (2022年) (最終閲覧日2023年12月29日) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/019_04_00.pdf
- 49) 2項は次のような規定である。「民事訴訟法第10条の2の規定は、前項の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて準用する。この場合において、同条中『前節』とあるのは、『不正競争防止法第19条の2第1項』と読み替えるものとする。」
- 50) 不正競争防止小委員会「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止の在り方」産業構造審議会 知的財産分科会 (2023年) 15頁。(最終閲覧日2023年12月29日) https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/20230310_1.pdf
- 51) 飯塚卓也「営業秘密関連訴訟の国際裁判管轄・準拠法」ジュリ1590号 (2023年) 35頁。
- 52) 飯塚・前掲注 (51) 36頁。
- 53) 飯塚・前掲注 (51) 36頁、不正競争行為の結果発生地が不明な事案などを不競法19条の

2により国際裁判管轄を認める余地を挙げている。

- 54) 飯塚・前掲注(51) 38頁、不正競争防止小委員会・前掲注(50) 16頁。
- 55) 飯塚・前掲注(51) 38頁。
- 56) 劉恒＝謝曉堯「商業秘密立法若干問題深析」政法學刊第3期總第48期（1996年）61頁。
- 57) 劉＝謝・前掲注(56) 61頁。
- 58) 黃韜『中国國際私法の比較法的研究』（帝塚山大學出版會、2015年）2-6頁。
- 59) 中華人民共和國反不正競争法第9條3項。同條文についてはジェトロ「中華人民共和國反不正競争法」（2019年）（最終閱覽日2023年12月29日）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20190423_jp.pdf 1頁の訳文による。
- 60) 金春陽『營業秘密の法的保護——アメリカ・中国・日本の比較法研究——』（成文堂、2007年）8頁。金は「秘密管理性・非公知性・有用性・合法性」の4つの判断基準を示しているが、現行中国不競法においては「合法性」の要件とはしていない。同書が刊行された2007年は1993年（最初の中華人民共和國反不正競争法）の不競法が施行されていたため、現在の判断要件とは少し差がある。顧成博「經濟全球化背景下我國商業秘密保護的法律困境及應對策略」學海（2020年）31-32頁、胡光輝「中国における營業秘密の保護について」但見亮＝胡光輝等『中国の法と社会と歴史 小口彦太先生古稀記念論文集』（成文堂、2017年）387-388頁。
- 61) 胡・前掲注(60) 421-423頁。胡は2014年12月17日最高人民法院(2014)民申字第378号民事裁定書及び2014年11月27日最高人民法院(2014)民申字第437号民事裁定書等を前掲論文で挙げている。
- 62) 中華人民共和國反不正競争法第9條1項は次のとおりである。ジェトロ・前掲注(59) 1頁の訳文による。「事業者は、次の各号に掲げる營業秘密に係る侵害行為を実施してはならない。
- (1) 窃盜、賄賂、詐欺、脅迫、電子的手段による侵入又はその他の不正手段をもって権利者の營業秘密を獲得すること。
 - (2) 前号に定める手段を用いて獲得した権利者の營業秘密を開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。
 - (3) 秘密保持義務又は権利者の營業秘密保持に関する要求事項に違反して保有している營業秘密を開示、使用し、或いは他人に使用を許諾すること。
 - (4) (省略)
- 63) 劉春田＝鄭璇玉「商業秘密的法理分析」法學家（2004年）107頁。
中国民法第123條は次のように定める。「民主主体は、法に従い知的財産権を有する。知的財産権は、権利者が法に従い、次に掲げる客体について専有する権利である。
(1) 著作物 (2) 發明、實用新案、外觀設計 (3) 商標 (4) 地理的表示 (5) 商業秘密 (6) 集積電子回路圖設計 (7) 植物新品種 (8) 法律が規定するその他の客体」。以上につき小田美佐子・朱擘「中華人民共和國民法典（1）」立命館法學390号(2020年)428頁の訳文参照。
- 64) 黃・前掲書(58) 224頁。中国國際私法（法律適用法）第50條は前掲書222頁によると次の通りになる。「知的財産権の権利侵害責任については、保護が求められる地の法を適用する。当事者は、権利侵害行為の發生後において、合意により法廷地法の適用を選択する

ことができる。」

- 65) 中国民訴法29条については、浅井敏雄「中国の営業秘密保護法制の概要」パテント74巻5号(2021年)90頁、小嶋明美「涉外民事訴訟法」吉村徳重=上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』(九州大学出版会、2017年)673頁所収、黄・前掲書(58)224頁。
- 66) 黄・前掲書(58)224頁。2021年1月13日最高法民知終1276号、2022年11月15日津02民初17号。後者(2022年11月15日)の事実は以下の通りである。中国法人X(原告)は2019年4月訴外Aのプリンター設備R 98X印刷機購入案件に参加するため、訴外BとR 98X印刷機の生産・購入契約を交わした。その後、訴外Bの財政状況が悪化したため、2019年11月Xと原契約の「覚書」と訴外BのR 98X印刷機に関する生産、修理、維持に関する技術をXが使用することを許可する「使用許諾契約」を締結した。2020年3月にXと訴外Bは「覚書」と「使用許諾契約」の契約効力日を規定する「執行契約」を締結した(以下:「三契約」とする)。本件訴外Aによる購入案件は、Xの競合企業たるY1(イタリア法人、Y3の完全子会社)、Y2(中国法人、Y3の完全子会社)、Y3(スイス法人)(被告ら)が他社技術を獲得するため、訴外Aに依頼をした購入案件であり。Y1は購入した2台のR 98X印刷機の生産技術は自社のものと主張し、Xと訴外B間で交わした三契約は契約期限が切れたものと主張し、市場競争で有利な立場に構成しようとした。XはYらが取得したXと訴外Bが締結した三契約の内容は営業秘密侵害に該当し、中華人民共和国反不正競争法違反に該当するとして、損害賠償を請求した。本件判決で天津市第二中级人民法院は判旨にて涉外的な要素を含む営業秘密侵害事案として認め、中華人民共和国反不正競争法29条及び中国国際私法50条を適用している。
- 67) 黄・前掲書(58)222頁。黄は「中国民事訴訟法において、知的財産権の侵害訴訟は日本法と同様に、通常不法行為訴訟として扱われ、被告住所地管轄や不法行為地管轄などに服することとなっているが、保護国法として外国法を適用した裁判例は未だ見当たらない。」(同書224頁)とする。
- 68) 趙相林=杜新麗『国際民商事関係法律適用法立法原理』(人民法院出版社、2006年)317頁。
- 69) 黄・前掲書(58)218頁。
- 70) 黄・前掲書(58)218頁もこの説に賛同している。私見は「利用行為ないし侵害行為がなされた地」は侵害行為が行われた地と考え、これは行為地説をとっているのではないかと考える。
- 71) 黄・前掲書(58)224頁。その他に知的財産権の属地主義的立場から、法律適用法50条の前段「保護が求められる地の法」は不法行為地(加害行為地)と一致すると解して、権利者が知的財産権を有する地において実施・利用行為がなされなかった場合に、権利者が保護を受けないとする立場がある(同所)。
- 72) 最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈第24条「民事訴訟法第29条が規定する権利侵害行為地には、権利侵害行為実施地及び権利侵害結果発生地が含まれる。」ICD NEWS 第38号(2009年)107頁。(最終閲覧日2023年12月29日) <https://www.moj.go.jp/content/001142713.pdf>の訳文による。同訳文は改正前(2008)のものになるが民事訴訟法解釈第24条に改正はないため参照する。

- 73) 浅井・前掲注 (65) 90頁。
- 74) EU を離脱したイギリスについては、本稿では単独で考察しない。
- 75) 佐野寛「EU 国際私法はどこへ向かうのか？——ローマⅡ規則を手がかりとして」国際私法年報第14号（2012年）34頁、櫻田嘉章「国際私法立法の経緯」櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法第1巻』（有斐閣、2011年）22-23頁。
- 76) Regulation (EC) No 864/2007 of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 on the law applicable to non-contractual obligations.
- 77) 浅井敏雄「EU 営業秘密指令の概要」パテント74号（2021年）84-85頁。Directive (EU) 2016/943 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) against their unlawful acquisition, use and disclosure.
- 78) 「(1) 「営業秘密」とは、以下の全ての要件に該当する情報を意味する：
- (a) 全体として、または、そのコンポーネントの詳細な設定または組み立てにおいて、当の種類情報を通常取り扱う仲間の中で、一般に知られており、または、その仲間である者にとってはアクセス可能なものではないという意味で、秘密のものであり；
 - (b) それ秘密なものであるという理由により、商業的価値があり；
 - (c) それを適法に管理する者によって、それを秘密のものとして維持するために、その状況において合理的な手立てに服するものとされたもの。」同条文については、夏井高人「営業秘密指令 (EU) 2016/943」法と情報雑誌第2巻第9号（2017年）505-506頁の訳文による。
- 79) 浅井・前掲注 (77) 85頁。なお、ドイツに関しては本段落で挙げた3つの要件の他「秘密にすることに正当な利益がある」（独営業秘密法第2条第1項のC）との要件が追加されているがここでは紹介のみにとどめる。
- 80) 夏井・前掲注 (78) 訳文参照。浅井・前掲注 (77) 86-87頁も参照。なお、営業秘密指令第4条5項は「侵害品」に関しても営業秘密の侵害行為となり差止などの対象となるが、日本の不競法は「技術上の秘密」の不正使用行為により生じた物の譲渡などのみが差止の対象となる点に違いがある。
- 81) 「1. 本規則に別段の定めがある場合を除き、不法行為から生じる契約外債務、損害の原因となる事実が発生した国及びその事実の間接的結果が生じた国にかかわりなく損害が発生した国の法による。
- 2. 第1項の規定にかかわらず責任を問われている者と損害を被った者とが、損害の発生時に同一の国に常居所を有したときには、その国の法による。
 - 3. 事件のすべての事情から、明らかに第1項及び第2項の規定により適用すべき国よりも不法行為に密接な関係がある他の国があるときには、当該他の国の法による。他の国との明らかにより密接な関係は、とくに、当該不法行為と密接な関係がある契約のように、当事者間にすでに存在する関係に基づいて認められる。」Serena. Franco「営業秘密侵害の準拠法：EUの契約外債務の準拠法に関するローマⅡ規則をめぐる議論を参考に」慶應義塾大学大学院法学研究科内「法学政治学論究」137号（2023年）24頁の訳文による。
- 82) 出口・前掲注 (31) 107頁。

- 83) 「1. 不正競争から生じる契約外債務は、競争関係または消費者の集合的利益が影響を受け、または、影響を受ける恐れのある国の法による。
2. 不正競争が専ら特定の競争者の利益に影響を及ぼす場合には第4条が適用される。
3. (省略)
4. 本条による準拠法は、第14条『当事者自治』による合意により排斥されない。」出口・前掲注(31)107頁の訳文による。第6条3項は競争制限に関するものとなるため、ここでは省略する。
- 84) 出口・前掲注(31)107頁。
- 85) 佐野・前掲注(75)43頁。
- 86) Serena, Franco・前掲注(81)24頁。
- 87) Serena, Franco・前掲注(81)25頁。
- 88) 飯塚・前掲注(33)36頁。
- 89) Serena, Franco の分析によると、①4条3項の適用を重視する学説。これは営業秘密侵害を特定の企業に向けられた不正競争行為と法性決定し、その準拠法は6条2項に基づいて4条により指定すべきとする。②営業秘密を支配する者の地、被害者の中心的な利益が存在する地かあるいは加害行為地を連結点とする立場を提示する学説、これは営業秘密侵害は通常6条2項に基づいて4条を適用するものとしている。③営業秘密侵害行為については被害者の所在地法によるものとしている。この3つの学説があると考えられる。以上につき Serena, Franco・前掲注(81)26-30頁を参照。
- 90) Elizabeth B Crawford, Janeen M Carruthers, Connection and Coherence between and among European Instruments in the Private International Law of Obligations, *The International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 63, No. 1 2014, p. 1.
- 91) 國生一彦『国際取引紛争に備える——アメリカ、EU、イギリスでのトラブル予防から訴訟まで——』(八千代出版株式会社、2006年)149頁。なお、本稿ではブリュッセルI規則は2012年改正のものを基準としており、國生・前掲書のブリュッセルI規則と条文番号が異なる。
- 92) 中華人民共和国反不正競争防止法第三章に定められている。
- 93) 荒木源徳=佐藤菜緒「米国、欧州および中国における営業秘密漏えいに関する法制と対応」*ビジネス法務* Vol. 21 No. 12 (2021年)39頁。
- 94) 北坂・前掲注(12)49頁。
- 95) Galf-Peter Calliess, Moritz Renner, *Rome Regulations: Commentary Third Edition*, Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International, 2020, p. 786.
- 96) Regulation (EC) No 593/2008 of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations (Rome I).
- 97) Galf-Peter Calliess, Moritz Renner, *supra* note 95, p. 786. 高橋宏司「契約債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則(ローマI規則)——4つの視点からのローマ条約との比較」*国際私法年報*第13号(2011年)15頁の訳文参照。
- 98) Serena, Franco・前掲注(81)26頁。
- 99) 望月=渡邊他・前掲注(21)38頁。

渉外的な営業秘密侵害に対する重層的規律の考察（呉）

- 100) 飯塚・前掲注 (33) 37頁。
- 101) 駒田・前掲注 (5) 295頁。
- 102) 望月＝渡邊他・前掲注 (21) 38頁。
- 103) 飯塚・前掲注 (33) 37頁。
- 104) Serena, Franco・前掲注 (81) 29頁。
- 105) 望月＝渡邊他・前掲注 (21) 38頁。
- 106) 嶋・前掲注 (8) 30頁。
- 107) 飯塚・前掲注 (33) 37頁。
- 108) 飯塚・前掲注 (33) 37頁。
- 109) 飯塚・前掲注 (33) 35-36頁。
- 110) 嶋・前掲注 (8) 30頁、Serena, Franco・前掲注 (81) 32-33頁。諸点につき、望月＝渡邊他・前掲注 (21) 39頁。
- 111) Serena, Franco・前掲注 (81) 33頁。
- 112) 望月＝渡邊他・前掲注 (21) 41頁。
- 113) 望月＝渡邊他・前掲注 (21) 41頁。
- 114) 川合＝根本・前掲注 (19) 86頁。
- 115) 飯塚・前掲注 (33) 37-39頁。
- 116) 川合＝根本・前掲注 (19) 86頁。
- 117) 従前、結論同旨、望月＝渡邊他・前掲注 (21) 39-41頁。